

資料 1

狛江市地域公共交通会議について（まとめ）

- ・「狛江市附属機関の設置に関する条例」に基づき設置、「狛江市地域公共交通会議運営規則」に基づき運営
- ・協議事項 : 狛江市の公共交通に関すること
- ・今期の委員任期 : 令和8年3月31日まで
- ・会議の成立 : 会議は会長が招集し、全委員の過半数（9名）以上の出席による。
- ・議決 : 出席委員の過半数以上の同意をもって決する
※可否同数の場合は、議長である会長が決する
- ・会議 : 公開
※傍聴可とする。ただし、会議の妨害になるような行為はしないこと。
- ・会議録 : 要点筆記（委員名表記は匿名として、「会長、委員A等」とする。）
※会議ごとに各委員の承認を得たものを正式決定として、狛江市ホームページにて公開
- ・会議のメンバー : 別紙の委員名簿のとおり